

千葉市都市局業務委託等最低制限価格運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉市都市局が発注する業務委託（請負契約のみ該当）又は修繕（以下「業務委託等」という。）の入札を執行する場合（千葉市財政局資産経営部契約課において入札を執行するものを除く。）において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設ける場合の取扱いについて定める。

(対象業務)

第2条 最低制限価格を設定する業務は、競争入札により執行する業務委託等とする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年1月1日政令第372号）の適用を受ける契約に係る業務は除く。

(最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格は、対象とする業務委託等の予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額（以下「当該予定価格」という。）の算出の基礎となった次の各号に掲げる業務ごとの各費用（以下「算定項目」という。）に、算定項目ごとに定める割合を乗じて得た額の合算額とする。

(1) 修繕業務

ア 直接工事費	10分の9.7
イ 共通仮設費	10分の9
ウ 現場管理費	10分の9
エ 一般管理費	10分の6.8

(2) 測量業務

ア 直接測量費	10分の10
イ 測量調査費	10分の10
ウ 諸経費	10分の4.8

(3) 建築コンサルタント業務

ア 直接人件費	10分の10
イ 特別経費	10分の10
ウ 技術料等経費	10分の6
エ 諸経費	10分の6

(4) 土木コンサルタント業務（積算基準「計画調査編」によるもの）

ア 直接原価	10分の10
イ その他原価	10分の9
ウ 一般管理費等	10分の4.8

(5) 土木コンサルタント業務（積算基準「計画調査編」以外の基準によるもの）

ア 直接業務費	10分の10
イ 技術経費	10分の6
ウ 諸経費	10分の6

(6) 地質調査業務

ア 直接調査費	10分の10
イ 間接調査費	10分の9
ウ 解析等調査業務費	10分の8
エ 諸経費	10分の4.8

(7) 補償積算業務

ア 直接原価	10分の10
イ その他原価	10分の9
ウ 一般管理費等	10分の4.5

(8) 建物施設に係る「清掃業務」及び「人的警備業務」

以下の①・②の算出方法を比較し、いずれか高い方の額とする。ただし、②の算出方法で算出された額が当該予定価格の10分の8.5を超える場合は、②で算出された額とする。

①ア 直接業務費等	10分の10
イ 諸経費	10分の4.8

②最低賃金法（昭和34年法律第137号）で定める千葉県下における最低賃金を基準に算出した人件費に必要経費を加算した額

(9) その他業務（設計内訳が人件費等と諸経費に分かれているもの）

ア 直接業務費等	10分の10
イ 諸経費	10分の4.8

(10) その他業務（設計内訳が人件費等と諸経費に分かれていないもの）

当該予定価格 3分の2

2 前項の規定にかかわらず、修繕業務（（1）修繕業務に該当する修繕に限る。）においては、その額が当該予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、当該予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、修繕業務（（1）修繕業務に該当する修繕に限る。）以外の業務においては、その額が当該予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.5を乗じて得た額（最低制限価格の算定に、最低賃金に基づく算定方法を用いる業務を除く）とし、当該予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額とする。

4 前3項の規定に基づき算出された金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り

上げるものとする。また、算定項目に含まれる費目は、別表に定めるとおりとする。

- 5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、対象とする業務委託等の内容及び技術的特性等から特に必要があると認められるものについては、契約ごとに当該予定価格の3分の2から10分の9.2の割合の範囲内で最低制限価格を定めることができるものとする。この最低制限価格の決定は、部長（千葉市予算会計規則(昭和40年千葉市規則第13号)第2条第1項第5号に規定する者をいう。）が行う。

（公表内容及び方法）

第4条 最低制限価格の公表内容及び方法については千葉市都市局予定価格等の公表に関する事務取扱要領（平成22年4月1日施行）に定めるものとする。

（補則）

第5条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格を設ける入札の実施に関し必要な事項は都市局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月31日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成24年8月31日から施行する。ただし、この要領による改正後の規定は、この要領の施行の日以降に公告又は指名通知書を交付する業務委託等について適用し、同日前に公告又は指名通知書を交付する業務委託等については、なお、従前の例による。

2 千葉市都市局業務委託最低制限価格の設定に関する試行要領は廃止する。

附 則

この要領は、平成26年1月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年 6月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。ただし、この要領による改正後の規定は、この要領の施行の日以降に委託発注表により公表する又は指名通知書を交付する業務委託等について適用し、同日前に委託発注表により公表する又は指名通知書を交付する業務委託等については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、令和2年6月15日から施行する。ただし、この要領による改正後の規定は、この要領の施行の日以降に委託等発注表により公表する又は指名通知書を交付する業務委託等について適用し、同日前に委託等発注表により公表する又は指名通知書を交付する業務委託等については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、令和 5年 6月 1日から施行する。ただし、この要領による改正後の規定は、この要領の施行の日以降に公告をする又は指名通知書を交付する業務委託等について適用し、同日前に公告する又は指名通知書を交付する業務委託等については、なお、従前の例による。

別表

1 修繕業務

算定項目	費 目
直接工事費	直接工事費、直接製作費、機器費、設計技術費、処分費
共通仮設費	共通仮設費、間接労務費
現場管理費	現場管理費、工場管理費、据付間接費、技術者間接費、機器管理費
一般管理費	一般管理費

2 測量業務

算定項目	費 目
直接測量費	直接測量費
測量調査費	測量調査費
諸経費	諸経費（間接測量費と一般管理費等の合計）

3 建築コンサルタント業務

算定項目	費目
直接人件費	直接人件費
特別経費	特別経費、委託料加算額、加算業務
技術料等経費	技術経費
諸経費	諸経費

4 土木コンサルタント業務（積算基準「計画調査編」によるもの）

算定項目	費目
直接原価	直接原価（直接人件費と直接経費の合計）
その他原価	その他原価
一般管理費等	一般管理費等

5 土木コンサルタント業務（積算基準「計画調査編」以外の基準によるもの）

算定項目	費目
直接業務費	直接業務費（直接人件費と直接経費の合計）
技術経費	技術経費
諸経費	諸経費

6 地質調査業務

算定項目	費目
直接調査費	直接調査費
間接調査費	間接調査費
解析等調査業務費	解析等調査業務費、コンサルティング業務費、地質分析業務費
諸経費	諸経費

7 補償積算業務

算定項目	費目
直接原価	直接原価（直接人件費と直接経費の合計）
その他原価	その他原価
一般管理費等	一般管理費等

8 建物施設に係る「清掃業務」及び「人的警備業務」のうち、算出方法①

算定項目	費目
直接業務費等	直接業務費等
諸経費	諸経費

9 その他業務（設計内訳が人件費等と諸経費に分かれているもの）

(1) 草刈業務委託等（工事の積算歩掛を使用しているもの）

算定項目	費目
直接業務費等	直接工事費、共通仮設費
諸経費	現場管理費、一般管理費

(2) その他業務

算定項目	費目
直接業務費等	直接業務費等
諸経費	諸経費等